

經濟論叢

第151卷 第1・2・3号

日本文化と利益会計	高寺貞男	1
社会統計的認識の胎動	長屋政勝	19
『国富論』におけるスミスの国防論	田中秀夫	57
三星電子の発展とQCサークル活動	姜判国	84
利益処分会計の二極分化傾向	藤井深	105
香港經濟と中国の開放政策	閻和平	127
製造業における支店立地	須田昌弥	148
宋代の国際通貨	井上正夫	161
学界動向		
ドイツにおけるエボリューションナリー・ エコノミックス	杭田俊之	182

平成5年1・2・3月

京都大學經濟學會

利益処分会計の二極分化傾向

藤 井 深

I はじめに

本稿の対象は，第2次世界大戦後間もない1947年から1949年にかけて，アメリカ大企業の一部で行なわれた有形固定資産の取替費補充を目的とした減価償却政策である。そして，本稿の課題は，有形固定資産の取替費補充に関わる5つの異なった減価償却政策の歴史的な発生の原因，および，それらが2つの減価償却政策に収斂していく歴史的な過程の理論的および実務的要因を明らかにすることにある。

有形固定資産の取替費補充を目的とした5つの異なった減価償却政策は，加速償却方式と剰余金処分方式という2つの減価償却政策に収斂していく傾向を持っていた。5つの減価償却政策というのは，加速償却方式，追加償却方式，取替原価償却方式，利益処分方式および剰余金処分方式であるが，詳細については別稿¹⁾を参照していただきたい。そこで，本稿では，この5つの減価償却政策のうちの一つである利益処分方式が，加速償却方式と剰余金処分方式とに傾向的に二極分化する歴史的過程を取り上げる。これは，本稿の直接の先行研究である筒井氏の研究²⁾が着目しなかった側面である。

まず，利益処分方式の二極分化の原因を明らかにするに際して筆者が当面し

1) 拙稿「戦後アメリカ大企業における減価償却会計の展開——加速償却会計と追加償却会計の事例研究——」會計第142巻第5号，1992年11月号。拙稿「追加償却会計と取替原価償却会計」経済論叢第148巻第4・5・6号，1991年10・11・12月。拙稿「利益処分会計と剰余金処分会計」経済論叢第149巻第1・2・3号，1992年1・2・3月。

2) 筒井知彦「加速償却と取替償却」東京大学経済学研究(31)，1988年10月。

た課題とそれに対する結論を述べる。次に、二極分化の理論的要因たる会計研究公報第35号「利益および利益剰余金の表示」の紹介および分析を行なう。そして、最後に、二極分化の実務的要因たる個別企業の追加償却費認識の差異を具体的に紹介する。

II 課題と結論

別稿³⁾で紹介したように、アメリカ会計士協会調査部の調査では、利益処分方式を採用した企業は、1947年に22社、1948年に14社、そして、1949年には4社存在した。しかし、私自身が入手し得た資料に基づく調査では、本稿が対象としている歴史的時期に利益処分方式を採用した企業は8社存在した。ジョンソン・アンド・ジョンソン社、サン・オイル社、コーン・プロダクツ・リファイニング社、ユナイテッド・フルート社、ヤングスタウン・シート・アンド・チューブ社、スウィフト社、リベイ・オウンズ・フォード硝子会社、そして、アームストロング・コルク社である。

このうち、ジョンソン・アンド・ジョンソン社、サン・オイル社、および、リベイ・オウンズ・フォード硝子会社の3社が加速償却方式に移行し、ユナイテッド・フルート社、ヤングスタウン・シート・アンド・チューブ社、スウィフト社、および、アームストロング・コルク社の4社は剰余金処分方式に移行し、残りの、コーン・プロダクツ・リファイニング社だけは、1949年まで利益処分方式を継続した。つまり、私自身の調査では、利益処分方式を採用した企業のうちの3社は、加速償却方式に移行し、4社は、剰余金処分方式に移行し、残りの1社だけは利益処分方式を継続した。限られた資料に基づく推論ではあるが、加速償却方式と剰余金処分方式とへの傾向的収斂という全体の動向と重ね合わせて見るならば、利益処分方式を巡る以上の動向に、加速償却方式と剰余金処分方式とへの二極分化の傾向を見出しても大きな過ちではないだ

3) 拙稿「利益処分会計と剰余金処分会計」経済論叢第149巻第1・2・3号、1992年1・2・3月、98頁。

ろう。

さて、利益処分方式が、加速償却方式と剰余金処分方式とに二極分化する傾向にあったとするならば、その原因が明らかにされねばならない。

利益処分方式が二極分化する傾向にあったという事実には、二つの側面が含まれている。一つは、歴史的に存在した利益処分方式という形態が、消滅する傾向にあった、という側面であり、もう一つは、歴史的に存在した利益処分方式という形態の中に、加速償却方式と剰余金処分方式との二つの要素が内在していた、という側面である。だから、利益処分方式の二極分化の原因を明らかにするためには、利益処分方式を消滅させた原因と、利益処分方式に内在し、利益処分方式を消滅させた原因の作用を受けて、加速償却方式と剰余金処分方式という新たな形態に移行する二つの要素とを明らかにする必要がある。

利益処分方式を消滅させた原因は、以下で詳しく紹介する会計研究公報第35号「利益および利益剰余金の表示」（1948年10月）という理論的な要因である。公報第35号の目的は、純利益決定除外項目の利益処分方式による表示の中止、および、純利益決定除外項目の剰余金計算書での表示勧告にあったからである。ところが、公報第35号は、利益処分方式の中止を勧告し剰余金処分方式を勧告しているが、加速償却方式は勧告していない。つまり、公報第35号は、利益処分方式を消滅させた原因であると同時に、二極分化の一方の形態たる剰余金処分方式の原因と考えることもできるが、しかし、他方の形態たる加速償却方式の原因と考えることはできない。だから、利益処分方式から加速償却方式への移行については、利益処分方式から剰余金処分方式への移行の場合のように、その原因を、理論的要因たる公報第35号に求めることはできない。だとすれば、利益処分方式から加速償却方式への移行の決定的要因は何か。これが課題である。そして、その鍵は、有形固定資産の取替費補充を巡る5つの減価償却政策が収斂していった加速償却方式と剰余金処分方式の差異にある。つまり、加速償却方式は収益賦課であるが、剰余金処分方式は利益賦課なのである。

そこで、利益処分方式から加速償却方式に転換した3つの企業の年次報告書

を、利益処分方式から剰余金処分方式に転換した4つの企業のものと比較した結果、加速償却方式に転換した3つの企業が追加償却費を収益賦課と見なしていたのに対して、剰余金処分方式に転換した4つの企業のうちの2社が追加償却費を利益賦課と見なしていた事実が明らかとなった。残りの2企業のうち、スウィフト社は、追加償却費を収益賦課とみなしており、アームストロング・コルク社は、別稿⁴⁾でも触れたように、資料上の制約により確認できない。事例数の少なさや、スウィフト社の問題は残るものの、加速償却方式に転換した3企業が、追加償却費を共通して収益賦課と認識しており、他方、剰余金処分方式に転換した2企業が、追加償却費を利益賦課と認識していた事実は、利益処分方式の二極分化の決定的要因が、個別企業による追加償却費の認識の差異にあるという私の推論を裏付けていると思われる。これが結論である。

以上のように、利益処分方式の二極分化傾向の原因は、理論的要因たる会計研究公報第35号と、利益処分方式に内在していた、実務的要因たる、個別企業の追加償却費認識の差異とである。

そこで、以下では、利益処分方式の二極分化傾向の理論的要因たる公報第35号を紹介する中で、歴史的に存在した利益処分方式が二通りの実態をもっていたのは、純利益決定除外項目の表示方法に関するアメリカ会計士協会の曖昧な態度が原因である事を示すことにする。そして、その上で、歴史的に存在した利益処分方式が二通りの実態をもっていた事実を、利益処分方式の二極分化の実務的要因たる個別企業の追加償却費認識の差異によって示すことにする。

Ⅲ 二極分化の理論的要因〔会計研究公報第35号〕

会計研究公報第35号「利益および利益剰余金の表示」(1948年10月)⁵⁾は、純利益決定除外項目の表示方法の根本的改善を目的にして公表された。公報第35

4) 前掲, 106, 109頁。

5) 'Presentation of Income and Earned Surplus', *Accounting Research BULLETINS*, No. 35, Oct. 1948.

号が冒頭で述べているように、会計手続委員会は、この公報第35号を公表する1948年10月までは、純利益決定除外項目の表示方法を、二通り認めていた。一つは、除外項目を、剰余金計算書に表示する方法であり、もう一つは、除外項目を、損益計算書の末尾で、純利益の後に表示する方法である。ところが、除外項目の表示方法に関する会計手続委員会のこうした曖昧な態度の結果、除外項目を損益計算書の末尾に表示する企業が増え、純利益が、損益計算書で、純利益と表示された額なのか、それとも、純利益から除外項目を控除した後の「最終のより目立った額」を指すのか、はっきりしなくなった。そこで、会計手続委員会は、除外項目を表示する方法としては、剰余金計算書での表示を勧告し、損益計算書末尾で純利益の後に表示する方法を拒否する態度を明らかにしたのである。この点は、純利益決定除外項目たる重要かつ異常な項目を特定する際の基準の勧告を主目的とした公報第32号「利益および利益剰余金」(1947年12月)で、二つの表示方法のどちらにも優劣を表明しなかった曖昧な態度からの根本的な脱却である。

会計研究公報第35号の全文は以下の通りである。

「1. 会計研究公報第28, 31, 32, 33号では、純利益決定から除外される項目を表示する二つの選択的方法が、容認可能なものとして、示された。第一の方法では、除外項目が、剰余金計算書に表示されるが、第二の方法では、除外項目は、損益計算書に、純利益と称される額の後に、表示される。これらの公報が公表されてから、第二の方法に従って表示された借記および貸記が、数多くの損益計算書に含められるようになった。ところが、その場合に、当期利益が、純利益と題された額を指すのか、それとも、損益計算書上で、借記や貸記による控除または追加が行なわれた後の最終のより目立った額を指すのか、誤解を生じさせるやり方や言葉遣いが行なわれた。(In Accounting Research Bulletins Nos. 28, 31, 32, and 33, two alternative methods of displaying items excluded from the determination of net income are indicated as being acceptable. Under the first of these methods, the excluded

items are displayed in the surplus statement; under the second they are shown in the income statement after the amount designated as net income. Since the issuance of those bulletins, charges and credits displayed in accordance with the second method have been included in many income statements in a manner and with wording which has occasioned misconceptions as to whether the earnings for the period were the amounts captioned as net income or were the final and more prominent amounts shown on the income statements after the deduction or addition of such charges and credits.)

2. 委員会は、この種の誤解の可能性は、全ての場合に、第一の方法を採用することで、最小限に止め得ると考える。だから、これからは、当期純利益は、純利益の決定から適切に除外された項目による控除または追加を伴わないで、示されるべきである。ここでの除外項目は、主として、以下のようなものによる借記および貸記である。(a)会計研究公報第28号で論じた、一般目的偶発損失リザーブ、(b)会計研究公報第31号で論じた、棚卸リザーブ、(c)会計研究公報第32号で論じた、もしそれが含められたなら、純利益の意味を損なう恐れがある、異常項目、そして、(d)会計研究公報第33号で論じた、固定資産の過大な費用および高い物価水準時の生産的設備の取替を展望した年次処分。

3. 委員会の勧告は、純利益の数値のすぐ次に剰余金の期首残高が来さえすれば、会計研究公報第8号で勧告した利益・利益剰余金結合計算書を使用する事に、反対しているわけではない。また、もしそれが実行可能ならば、純利益の処分を示す別の計算書を使用する事に反対しているわけではない。また、委員会は、損益計算書上で、配当単独項目 (the single item of dividends) による純利益からの控除が、誤解を受けやすいとは考えていない。」

また、会計研究公報第32号の関連箇所は以下の通りである。

「12. 前段で提出された基準に基づいて純利益の決定から除外される異常項目の表示方法についても考察を行なった。

ある者は、そのような借記や貸記の全てを、直接、剰余金勘定に、それらの性質や額を完全に開示しつつ、記帳するだろうし、その他の者は、これらの諸項目の大部分を、損益計算書の末尾の、純利益の額のすぐ下に表示し、剰余金勘定への繰越額の決定に関与させるだろう⁶⁾。委員会は、これらの方法に対して優劣を表明するものではないが、表示形式にかかわらず、純利益の額は、はっきりと明瞭に表示されるべきである、という意見をもっている (The committee expresses no preference for either of these methods, but is the opinion that, regardless of the form of presentation, the amount of net income should be clearly and unequivocally designated.)。]⁶⁾

このように、有形固定資産の取替費補充策の一つとして歴史的に存在した利益処分方式という形態は、アメリカ会計士協会が、追加償却費を始めとする純利益決定除外項目の表示において曖昧な態度をとった結果生じた。だから、アメリカ会計士協会にとっては、利益処分方式と剰余金処分方式とは、表示方法の違いに過ぎず、追加償却費は、純利益決定から除外されるべき項目であることに変わりはなく、したがって、利益に賦課されるべき項目であったのである。

ところが、公報第35号が記述しているように、アメリカ会計士協会の曖昧な態度の結果、利益処分方式を採用する企業が続出し、その中に、損益計算書の表示だけからは当期利益を確定できない企業が出て来た。この記述からは、アメリカ会計士協会としては、当然に、純利益決定から除外されるべき項目が、個別企業の実務では、純利益決定に関与させられた事例が存在した事実を推測することができる。利益処分方式が、アメリカ会計士協会が考えていたように、個別企業の実務においても、純利益決定除外項目の表示方法の一つに止まり、当期利益が、純利益決定除外項目を表示する前の金額であったなら、このような記述も利益処分方式の中止勧告も必要なかったはずである。だから、公報第

6) 'Income and Earned Surplus', *Accounting Research BULLETINS*, No. 32, Dec. 1947, p. 264.

35号の目的は、表面的には、純利益決定除外項目の表示方法の一本化にあるが本当の目的は、アメリカ会計士協会自身の曖昧な態度の結果生じた、損益計算の混乱を收拾し、財務諸表に対する信頼性を回復することにあつたと考えてよい。

以上の点を、本稿が対象としている利益処分方式による追加償却費計上策に限定して整理してみると以下ようになる。つまり、追加償却費を利益処分方式で計上した企業の中に、アメリカ会計士協会の追加償却費に対する公式の態度にもかかわらず、追加償却費を、純利益決定に関与させ、追加償却方式や取替原価償却方式と同じ効果をあげようとする企業が存在した。ところが、利益処分方式を採用している以上、損益計算書上は、追加償却費を純利益決定から除外している企業と区別がつかない。つまり、利益処分方式を採用している企業のうち、追加償却費を純利益決定から除外している企業の場合には、追加償却費を計上する前の金額が当期利益であるのに対して、追加償却費を純利益決定に関与させている企業の場合には、追加償却費を計上した後の最終金額が当期利益ということになるが、損益計算書の表示は同じであるから、損益計算書を見ただけでは、当期利益を確定できない。これでは、何のための損益計算書かということになる。

そこで、アメリカ会計士協会は、公報第35号を公表し、追加償却費の利益処分方式による計上を中止し、剰余金処分方式による計上に一本化しようとしたのである。それを受けて、追加償却費を収益賦課と認識していた企業は、公報第33号で追加償却方式や取替原価償却方式が否認されている以上、収益賦課に固執する限りは、公報第33号が容認した加速償却方式に移行するほかなく、他方、追加償却費を利益賦課と認識していた企業は、勧告通り、剰余金処分方式に移行したと考えられるのである。

IV 二極分化の実務的要因〔個別企業の追加償却費認識〕

1 収益賦課認識の事例

前述したように、利益処分方式から加速償却方式に移行した3企業は、取替費補充のための追加償却額を控除した後の、会計手続委員会の言う「最終のより目立った額 (the final and more prominent amounts)」をもって、純利益と認識していた。つまり、追加償却費を純利益決定に関与させており、したがって、追加償却費を収益賦課と認識していた。

(1) ジョンソン・アンド・ジョンソン社の事例

1947年度に、ジョンソン・アンド・ジョンソン社は、見積取替原価に基づく追加償却費90万ドルを、純利益からの処分 (an appropriation from net income) という形で計上し、リザーヴ勘定に繰り入れた。その際に、ジョンソン・アンド・ジョンソン社は、営業報告書の中の「利益 (income)」の段落で、当期利益を884万2,909ドルと記述したが、この額は、連結損益計算書の末尾に記載されている「利益剰余金へ振り替えられた〔当期純利益の一引用者一〕残高 (Balance transferred to earned surplus)」に等しい。つまり、ジョンソン・アンド・ジョンソン社は、追加償却費90万ドルを純利益決定に関与させており、したがって、追加償却費を収益賦課と認識していた。

1947年度の営業報告書中の「利益」の段落には以下のような記述があった。

「利益

1947：884万2,909ドル，1946：820万4,717ドル

優先配当のためのプロヴィジョンを控除し、税およびリザーヴを控除した後の利益は、株式の増加数に対する調整を行なった上で、期末時点で発行済の普通株一株当たり4.64ドルであった。前年のそれは、一株当たり4.36ドルであった。」⁷⁾

1947年度の連結損益計算書の要旨は以下の通りであった。

7) ANNUAL REPORT 1947 Johnson & Johnson.

連結損益計算書要旨⁷⁾

Consolidated Income Statements

For the years ended December 31, 1947

Net income for year	10, 142, 909
Appropriations from net income	
Additional depreciation (Note 2)	900, 000
Loss from devaluation of foreign currencies (Note 4).....	<u>400, 000</u>
	1, 300, 000
Balance transferred to earned surplus	8, 842, 909

(2) サン・オイル社の事例

1947年度に、サン・オイル社は、当期に磨滅した道具の取替に備えるに当たって、普通償却費を補充するために、480万ドルの利益の処分 (an appropriation of income) を行ない、リザーヴ勘定に繰り入れた。その際に、サン・オイル社は、営業報告書の冒頭で、2,433万9,913ドルの純利益 (net earnings) を達成したと述べているが、この額は、連結損益計算書末尾に記載されている「剰余金へ振り替えられる利益 (INCOME TRANSFERRED TO SURPLUS)」に等しい。つまり、サン・オイル社も、追加償却費を純利益決定に関与させており、したがって、追加償却費を収益賦課と認識していた。

1947年度の営業報告書の冒頭には以下のような記述があった。

「この一年の、原油生産、輸送活動、精製事業およびマーケティング活動における新記録の結果、1947年に、サン・オイル社およびその子会社は、設備や施設を取り替えるためのリザーヴとして480万ドルを積み立てた後の (after setting aside \$4, 800, 000 as a reserve to replace property and facilities)、純利益2,433万9,913ドルを達成した。このリザーヴは、上昇した価格が原因で、取替のためには、普通償却費が不十分となった事を認識したためである。」⁸⁾

1947年度の連結損益計算書の要旨は以下の通りであった。

8) *Annual Report 1947 SUN OIL COMPANY*, p. 3.

連結損益計算書要旨⁹⁾

CONSOLIDATED INCOME STATEMENTS

Year Ended December 31, 1947

NET INCOME-BEFORE PROVISION FOR REPLACEMENT OF

FIXED ASSETS	29, 139, 913
PROVISION FOR REPLACEMENT OF FIXED ASSETS	4, 800, 000
INCOME TRANSFERRED TO SURPLUS	\$ 24, 339, 913

(3) リベイ・オウンス・フォード硝子会社の事例

1948年度に、リベイ・オウンス・フォード硝子会社は、設備取替または新規設備取得の際の過大な原価のためのプロヴィジョン300万ドルを、前年の1947年度とは異なり、利益処分方式という形で計上し、前年と同じ設備取替または新規設備取得の際の過大な原価のためのリザーブ勘定に繰り入れた。その際に、リベイ・オウンス・フォード硝子会社は、営業報告書の財政回顧(FINANCIAL REVIEW)の項で、当期純利益を1,420万7,338.53ドルだと記述しているが、この額は、損益計算書の末尾に記載されている「剰余金に振り替えられた純利益残高(BALANCE OF NET PROFIT TRANSFERRED TO SURPLUS)」に等しい。つまり、リベイ・オウンス・フォード硝子会社もまた、利益処分方式による追加償却費を、純利益決定に関与させており、したがって、追加償却費を収益賦課と認識していた。

1948年度営業報告書の財務回顧の項には以下のような記述があった。

「普通償却費、修繕プロヴィジョンおよび法人税プロヴィジョンや、設備取替または新規設備取得の際の過大な原価を賄うための300万ドルの特別プロヴィジョンを控除後の当期純利益は1,420万7,338.53ドルであった。この賦課は、戦後における高い建設費や設備費に鑑みて論理的かつ賢明だと思われる。」¹⁰⁾

1948年度の損益計算書の要旨は以下の通りであった。

9) *Ibid.*, p. 20.

10) *Annual Report for 1948 LIBBEY·OWENS·FORD GLASS COMPANY*, p. 2.

損益計算書要旨¹¹⁾

PROFIT AND LOSS STATEMENT

YEAR ENDED DECEMBER 31, 1948

NET PROFIT	\$ 17, 207, 338. 53
Provision for property replacement and/or excessive cost of new facilities	3, 000, 000. 00
BALANCE OF NET PROFIT TRANSFERRED TO SURPLUS	<u>\$ 14, 207, 338. 53</u>

2 利益賦課認識の事例

以上の3企業に対して、利益処分方式から剰余金処分方式に移行した4企業のうち、スウィフト社とアームストロング・コルク社を除く2社は、取替費補充のための追加償却額を控除する前の、会計手続委員会の言う「純利益と題された額 (the amounts captioned as net income)」をもって、純利益と認識していた。つまり、追加償却費を純利益決定から除外しており、したがって、追加償却費を利益賦課と認識していた。

さらに、個別企業の追加償却費認識に着目した同様の分析の結果、利益処分方式を1949年まで継続したコーン・プロダクツ・リファイニング社は、追加償却費を一貫して利益賦課と認識していたことが明らかとなった。だから、コーン・プロダクツ・リファイニング社は、アメリカ会計士協会による公報第35号での勧告には従わず利益処分方式を継続したが、実態としては、剰余金処分方式を採用していたと言える¹²⁾。

11) *Ibid.*, p. 11.

12) 1947年度に、コーン・プロダクツ・リファイニング社は、現在の状況での取替に部分的にはあれ備えるために、当期利益から180万ドルを処分し、現在原価での設備の取替のためのリザーブ勘定に繰り入れた。そして、同様に、1948年度には180万ドル、1949年度には75万ドルが当期純利益から処分され、同じリザーブ勘定に繰り入れられた。しかし、この実務は、1949年度で中止され、リザーブ勘定残高の435万ドルが剰余金勘定に戻し入れられた。その際に、各年度の営業報告書は、いずれも、純利益を、連結損益計算書上で追加償却費を控除する前の「当期純利益 (NET INCOME for the year)」と同じ額としていた。だから、コーン・プロダクツ・リファイニング社は、形態上は利益処分方式を採り続けながらも、実態上は剰余金処分方式を採用し続けていたのであり、したがって、追加償却費を利益賦課と認識し続けていたのである。(41st, 42nd, 43rd ANNUAL REPORT CORN PRODUCTS REFINING CO.)

(1) ユナイテッド・フルート社の事例

ユナイテッド・フルート社は、1947年度と1948年度に、利益処分方式によって追加償却費を計上したが、各年度の営業報告書は、いずれも、追加償却費計上前の当期純利益 (NET INCOME FOR YEAR) でもって当期利益と認識していた。つまり、ユナイテッド・フルート社は、追加償却費を純利益決定から除外しており、したがって、追加償却費を利益賦課と認識していた。

1947年度の営業報告書の当該部分および連結損益計算書要旨は以下の通りであった。

「異常な建設原価のためのリザーブをプロヴァイドするため700万ドルをそこから [当期純利益から一引用者一] 処分した後の当期純利益は、一株当たり5.37ドルであった (Net income for the year after appropriation therefrom the sum of \$7, 000, 000 to provide a reserve for abnormal construction cost was equal to \$5. 37 per share.)。利益剰余金勘定に振り替えられた純利益の残高は4,714万794.04ドルであった。宣言され利益剰余金に賦課された配当金の額は、3,071万2,489.50ドルで、一株当たり3.50ドルであった。」¹³⁾

連結損益計算書要旨¹⁴⁾

*Statement of Consolidated Income and Earned Surplus
For the Fiscal Year 1947*

NET INCOME FOR YEAR	54, 140, 794. 04
Less provision for abnormal construction cost	<u>7, 000, 000. 00</u>
BALANCE CREDITED TO EARNED SURPLUS	47, 140, 794. 04

また、1948年度の営業報告書の当該部分および連結損益計算書要旨は以下の通りであった。

「当期純利益は、5,974万231.64で、一株当たり6.81ドルであった。そして、そこから、1947年に創設された異常な建設原価のためのリザーブへの追加としての、一株当たり80セントに等しい700万ドルを処分した後の残高は、5,274

13) *FORTY-EIGHTH Annual Report FOR THE FISCAL YEAR 1947 UNITED FRUIT COMPANY*, p. 5.

14) *Ibid.*, p. 9.

万231.64ドルであり、一株当たり6.01ドルであった (Net income for the year was \$59,740,231.64, equal to \$6.81 per share, and after appropriating therefrom \$7,000,000 (equal to 80c per share) as an addition to the reserve for abnormal construction cost created in 1947, the balance was \$52,740,231.64, equal to \$6.01 per share.)。宣言され利益剰余金に賦課された配当金は、3,509万9,988ドルで、一株当たり4.00ドルであった。』¹⁵⁾

連結損益計算書要旨¹⁶⁾

Statement of Consolidated Income and Earned Surplus

For the Fiscal Year 1948

NET INCOME FOR YEAR	59,740,231.64
PROVISION FOR ABNORMAL CONSTRUCTION COST	<u>7,000,000.00</u>
	52,740,231.64

ところで、ユナイテッド・フルート社は、1949年度に剰余金処分方式に移行するのであるが、その際に、営業報告書の記述によれば、アメリカ証券取引委員会およびアメリカ会計士協会による、リザーヴ勘定およびサープラス勘定に関する最近の勧告を実行に移すため、連結貸借対照表貸方における表示を改善した。この点に言及するのは、別稿¹⁷⁾でアームストロング・コルク社の事例を紹介した場合と同様に、利益処分方式から剰余金処分方式に移行した4企業のうちのヤングスタウン・シート・アンド・チューブ社を除く3企業が、アメリカ会計士協会の勧告を受ける形で貸借対照表貸方における表示を改善しており、これら3社が、アメリカ会計士協会の態度に従順に反応する傾向をもった企業だったことを強調したためである。

1949年度の営業報告書が指摘するアメリカ会計士協会の勧告というのは、会計研究公報第34号「リザーヴという用語の使い方」(1948年10月)¹⁸⁾および会計

15) *ANNUAL REPORT For the Year ended December 31 1948 UNITED FRUIT COMPANY*, p. 7.

16) *Ibid.*, p. 11.

17) 拙稿「利益処分会計と剰余金処分会計」*経済論叢*第149巻第1・2・3号, 1992年1・2・3月, 107・108頁。

18) Recommendation of Committee on Terminology 'Use of Term "Reserve"', *Accounting Research BULLETINS*, No. 34, Oct. 1948.

研究公報第39号「サープラスという用語の使用の中止」(1949年10月)¹⁹⁾である。リザーヴという用語の使用を処分済剰余金に限定する公報第34号の勧告に従って、1947年度の連結貸借対照表貸方で other reserves for depreciation と表示されていた減価償却引当金が、1949年には、accumulated depreciation に修正された。また、サープラスという用語の使用の中止、したがって、利益剰余金 (earned surplus) という用語法の留保利益 (retained income) への修正、および、リザーヴとしての処分済留保利益の株主持分への計上等を勧告した公報第39号に従って、1947年度の連結貸借対照表ではリザーヴという独立した部に計上されていた諸科目が、株主持分の処分済企業内留保利益の項に計上された。営業報告書の当該部分は以下の通りであった。

「この報告書に含まれている連結貸借対照表は、アメリカ証券取引委員会およびアメリカ会計士協会が、リザーヴ勘定およびサープラス勘定の会計処理に関して行なった最近の提言を実行するために改訂された。改訂の中身は、株主に対して会社の財政状態をより明確に理解してもらう目的で、主に、用語および数値表示における変更である。以前はリザーヴとして記帳されていた幾つかの項目が、当期には、株主持分の部に現れている。」²⁰⁾

1947年度および1949年度の連結貸借対照表貸方要旨は以下の通りであった。

連結貸借対照表貸方要旨²¹⁾
Consolidated Balance Sheet
As of December 31, 1947

CURRENT LIABILITIES:	28, 795, 452. 31
DEFERRED INCOME	2, 213, 921. 09
RESERVE FOR INSURANCE	10, 000, 000. 00
OTHER RESERVES:	
For depreciation	145, 420, 545. 62

19) Recommendation of Subcommittee on Terminology 'Discontinuance of the Use of the Term "Surplus"', *Accounting Research BULLETINS*, No. 39, Oct. 1949.

20) 50th ANNUAL REPORT For the Year ended December 31 1949 UNITED FRUIT COMPANY, p. 7.

21) *op. cit.*, p. 11.

For revaluation of fixed assets	4, 725, 323. 08
For abnormal construction cost	7, 000, 000. 00
For adjustments in materials and supplies	1, 000, 000. 00
For other purposes	2, 320, 980. 72
	<u>160, 466, 849. 42</u>
CAPITAL STOCK AND SURPLUS :	<u>217, 436, 452. 26</u>
	<u>418, 912, 675. 08</u>

連結貸借対照表貸方要旨²²⁾

CONSOLIDATED BALANCE SHEET AS OF DECEMBER 31, 1949

CURRENT LIABILITIES :	25, 283, 615. 99
DEFERRED INCOME	2, 156, 588. 74
ACCUMULATED DEPRECIATION	167, 527, 694. 60
STOCKHOLDERS EQUITY :	
Capital stock	200, 000, 000. 00
Earnings retained in business less amounts	
transferred to capital stock account :	
Appropriated	
Self-insurance	\$ 12, 103, 981. 63
Abnormal construction and increased	
replacement costs	21, 000, 000. 00
Adjustments in materials and supplies	1, 000, 000. 00
Earnings of European subsidiaries at	
December 30, 1939 no realized in	
U. S. dollars	7, 902, 010. 31
	<u>42, 005, 991. 94</u>
Not specifically appropriated	39, 927, 061. 31
	<u>81, 933, 053. 25</u>
	281, 933, 053. 25
	<u>476, 900, 952. 58</u>

(2) ヤングスタウン・シート・アンド・チューブ社の事例

1947年度に、ヤングスタウン・シート・アンド・チューブ社は、建設および

22) *op. cit.*, p. 13.

取替に要する原価の上昇に対応するため、当期純利益から400万ドルを処分し、上昇した建設・取替原価のためのリザーブ勘定に繰り入れた。その際に、ヤングスタウン・シート・アンド・チューブ社は、営業報告書中の「利益」の段落で、当期純利益を2,629万9,923ドルと記述しているが、この額は、連結損益計算書で「当期純利益 (net income for the year)」と表示されている額に等しい。だから、ヤングスタウン・シート・アンド・チューブ社は、利益処分方式で計上した追加償却費を純利益決定から除外しており、したがって、追加償却費を利益賦課と認識していた。

1947年度の営業報告書の当該部分は以下の通りであった。

「1947年度の純利益は、1946年が1,425万4,905ドルであったのに対し、2,629万9,923ドルであった。次の段落で説明するが、取締役会は、建設および取替に要する原価の上昇に対応するため、当期純利益から、400万ドルを処分し積み立てた。処分後の純利益残高は、2,229万9,923ドルであり、この額は、1株当たり13.31ドルに等しい。」²³⁾

1947年度の連結損益計算書の要旨は以下の通りであった。

連結損益計算書要旨²⁴⁾

CONSOLIDATED INCOME STATEMENT
FOR THE YEAR ENDED DECEMBER 31, 1947

Net income for the year	\$ 26, 299, 923
Less—Appropriation for increased construction and replacement costs	<u>4, 000, 000</u>
Balance of net income transfered to earned surplus	<u>\$ 22, 299, 923</u>

3 スウィフト社の事例

先に触れたように、スウィフト社は、1947年度に利益処分方式で計上した追加償却費を収益賦課と認識していた。つまり、スウィフト社は、1947年度に、

23) FORTY-EIGHTH ANNUAL REPORT of THE YOUNGSTOWN SHEET AND TUBE COMPANY FOR THE FISCAL YEAR ENDED DECEMBER 31, 1947, p. 3.

24) Ibid., p. 10.

固定資産への高い原価による追加のためのプロヴィジョン1,200万ドルを利益処分方式で計上し、同じく固定資産への高い原価による追加のためのリザーブ勘定に繰り入れた。その際に、営業報告書は、1947年度の純利益が、固定資産への高い原価による追加のための1,200万ドルのプロヴィジョンを控除後の金額で、2,233万4,977ドルであったと記述している。この金額は、連結損益計算書上で、「当期純利益 (NET INCOME FOR THE YEAR)」と表示された金額ではなく、そこから「固定資産への高い原価による追加のためのプロヴィジョン」1,200万ドルを控除した後の、「累積利益勘定に振り替えられた純利益額 (AMOUNT OF NET INCOME TRANSFERRED TO ACCUMULATED EARNINGS)」と表示された金額に相当する。また、同年度の年次報告書の財務回顧 (Financial Highlights) でも、純利益 (Net Earnings) は、2,233万5千ドルと表示されている。明らかに、スウィフト社は、1947年度の段階では、追加償却費を、純利益決定に関与させており、したがって、追加償却費を収益賦課と認識していた。

ところが、翌年の1948年度の営業報告書は、1947年度の利益 (earnings) が、固定資産の上昇した原価のための1,200万ドルの特別プロヴィジョンを控除前の金額で、3,433万4,977ドルであったと記述している。つまり、1947年度には収益賦課と認識していたものを、1948年度になって利益賦課と認識し直したのである。この点は、同社が、1947年度の利益処分方式から、1948年度には剰余金処分方式に転換した事実と符合している。

別稿で紹介したように、1947年に収益賦課たる追加償却方式を採用したハーキュリーズ・パウダー社の場合には、監査人の剰余金処分方式への修正を含む除外事項を受けて、2年間の熟考の後、利益賦課たる剰余金処分方式に修正した²⁵⁾。これに対して、アメリカ会計士協会の曖昧さに起因する実務の混乱に乗じて、収益賦課たる利益処分方式を採用したスウィフト社の場合には、1947年

25) 拙稿「追加償却会計と取替原価償却会計」経済論叢第148巻第4・5・6号、1991年10・11・12月、162-166頁。

度の段階では利益処分方式が認められていたため、除外事項とはならず、翌年の公報第35号を受けて利益賦課たる剰余金処分方式に修正・移行したと考えられるのである。

1947年度の営業報告書の当該部分および連結損益計算書要旨は以下の通りであった。

「全営業活動からの純利益は、固定資産への高い原価による追加のための1,200万ドルのプロヴィジョンを控除した後の金額で、2,233万4,977ドルであった (Net earnings from all operations were \$22,334,977 after provision of \$12,000,000 for high cost additions to fixed assets.)」²⁶⁾

連結損益計算書要旨²⁷⁾

Statement of Consolidated Income and Accumulated Earnings
For the Period from October 26, 1946 to November 1, 1947

NET INCOME FOR THE YEAR (see reserve appropriation following)		\$ 34,334,977
Provision for high cost additions to fixed assets		<u>12,000,000</u>
AMOUNT OF NET INCOME TRANSFERRED TO ACCUMULATED EARNINGS		22,334,977

1948年度の営業報告書の当該部分および連結損益計算書要旨は以下の通りであった。

「1948年10月30日に終了する会計年度におけるスウィフト社の全営業活動からの純利益は、2,788万9,210ドルであった。昨年度の利益は、固定資産の上昇した原価のための1,200万ドルの特別プロヴィジョンを控除する前の金額で、3,433万4,977ドルであった (Last year earnings totaled \$34,334,977 before the special provision of \$12,000,000 for increased costs of fixed assets.)」²⁸⁾

26) *Swift & Company YEAR BOOK 1947*, p. 3.

27) *Ibid.*, p. 22.

28) *Swift & Company YEAR BOOK 1948*, p. 3.

連結損益計算書要旨²⁹⁾

Statement of Consolidated Income and Accumulated Earnings

For the Period from November 1, 1947 to October 30, 1948

NET INCOME FOR THE YEAR	\$ 27, 889, 210
ACCUMULATED EARNINGS, November 1, 1947	<u>131, 455, 243</u>
	159, 344, 453
Less : Appropriation to Reserve for high cost	
additions to fixed assets	<u>10, 000, 000</u>
	149, 344, 453
DIVIDENDS PAID DURING YEAR, \$2. 10 per share.....	<u>15, 397, 710</u>
ACCUMULATED EARNINGS, October 30, 1948	<u>133, 946, 743</u>

以上のように、スウィフト社は、利益処分方式で計上した1947年度の追加償却費認識を、収益賦課から利益賦課に修正している。スウィフト社自身や監査人が、この点に関する説明をしていないので、この点をどう評価するのか、という問題が残る。本稿の対象である有形固定資産の取替費補充策を巡る大局的な動向が、加速償却方式という収益賦課方式と剰余金処分方式という利益賦課方式との2形態に収斂していったという観点から見れば、収益賦課から利益賦課に修正するということは根本的な転換を意味している。だから、ハーキュリーズ・パウダー社の場合には、監査人の勧告に対して2年間の熟考の後、やむなく利益賦課に修正したと別稿では推論したのである。

しかし、収益賦課か利益賦課かという問題は、要するに、追加償却費を純利益決定に関与させるかさせないか、という問題である。スウィフト社の場合には、追加償却費を収益賦課と認識していた1947年度の段階では、利益は、2,233万4,977ドルであったのに対して、追加償却費を利益賦課と認識し直した1948年度の段階では、1947年度の利益は、3,433万4,977ドルに増額修正された。前年度の1946年度の利益は1,639万4,739ドルであったから、追加償却費を収益賦課と認識していた1947年度の段階では、1.36倍の対前年度増加率であり、1946年度利益の対前年増加率1.33倍とあまり変わらないが、追加償却費を利益賦

29) *Ibid.*, p. 19.

課と認識し直した1948年度の段階では、対前年度増加率は2倍となった³⁰⁾。

そこで、スウィフト社の場合の収益賦課から利益賦課への修正については以下のように理解したい。つまり、スウィフト社は、取替費補充策を巡る公報第33号でのアメリカ会計士協会の公式の態度を十分に知りつつ、他方では、利益処分方式を巡る公報第32号でのアメリカ会計士協会の曖昧な態度も十分に知りつつ、利益処分方式を採用すると同時に、公報第35号が記述している実務の混乱に乗じて、追加償却費を純利益決定に関与させたが、しかし、公報第35号が公表されるや、直ぐさま、前年の実務を修正し、追加償却費を純利益決定から除外すると同時に、剰余金処分方式に移行したのである。1947年度の実務を1948年度になって修正したとしても、1947年度の年次報告書では、利益は、2,233万4,977ドルと公表されてしまっており、利益の対前年増加率は、本来なら200%であるのに、136%と公表された後だったのである。

しかし、スウィフト社の問題は、利益処分方式の二極分化の決定的要因が個別企業の追加償却費認識の差異にあるとする別稿の主題に関わる重大な問題であるので、利益処分方式を採用していた他の企業の年次報告書の収集作業と並行して、引き続き検討していきたい。

V お わ り に

本稿では、有形固定資産の取替費補充を目的とした5つの減価償却政策の一つである利益処分会計の二極分化傾向を取り上げ、その理論的および実務的要因を明らかにした。理論的要因は、アメリカ会計士協会による会計研究公報第35号「利益および利益剰余金の表示」であり、実務的要因は、個別企業の側に

30) 1947年度年次報告書の財務回顧 (Financial Highlights) には、1943年度から1947年度までの5年間の営業成果および財政状態が概括されているが、純利益 (Net Earnings) の推移は以下の通りであった。また、1947年度の数値には以下のような注が付けられていた (*op. cit.*, p. 2)。

Financial Highlights (000's Omitted)					
	1943	1944	1945	1946	1947
Net Earnings	\$17,431	\$15,663	\$12,303	\$16,395	*\$22,335
* After provision of \$12,000,000 for high cost additions to fixed assets.					

おける利益処分方式での追加償却費認識の差異にあった。公報第35号の公表を受けて、追加償却費を収益賦課と認識していた3企業は加速償却方式に移行し他方、追加償却費を利益賦課と認識していた2企業は剰余金処分方式に移行した。残りの3企業のうちのスウィフト社は、収益賦課から利益賦課に修正・移行し、筆者の主張と矛盾する事例であったが、利益処分方式を巡る実務の混乱に乗じた実務ではないかという解釈を示しておいた。また、コーン・プロダクツ・リファイニング社は、利益処分方式を継続させたが、実態上は剰余金処分方式であったことも明らかにしておいた。

はじめに触れたように、有形固定資産の取替費補充を目的とした5つの異なった減価償却政策は、加速償却方式と剰余金処分方式とに二極分化する傾向にあった。本稿では、この傾向に含まれる利益処分会計の二極分化傾向を取り上げた。この傾向に含まれるもう一つの傾向である追加償却会計と取替原価償却会計との二極分化傾向についての分析は、稿を改めて行うことにしたい。